

飲食事業者の業態転換支援事業

都内中小飲食事業者向け

新たなサービスとして 「テイクアウト」「宅配」 「移動販売」を 始める方への支援策

■ 助成限度額

100万円（助成率4/5以内）



新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービス(テイクアウト・宅配・移動販売)により、売上を確保する取組に対し、経費の一部を助成します。



TAKE OUT



DELIVERY



MOBILE SHOP

飲食事業者の業態転換支援事業

※ 当事業(第1回申請受付期間開始:令和2年4月23日)の助成を受けた方は申請できません

助成限度額

100万円 (助成率**4/5**以内)

主な助成対象経費

新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を開始する際の初期経費等

1.販売促進費 (印刷物制作費、PR映像制作費、広報掲載費 等)

2.車両費 (宅配用バイクリース料、台車 等)

3.器具備品費 (WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等)

4.その他 (宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等)

申請要件、申請受付期間、助成対象経費、助成対象期間等の詳細や最新情報は、業態転換事務局のホームページに掲載している募集要項などで必ずご確認ください。

申請、助成金の支払いまでの流れ

公社ホームページから申請書をダウンロード

申請書を作成

申請書及び添付資料を提出 (郵送)
※記録が残る簡易書留等の方法により送付

交付決定 (書類等の審査がございます)

テイクアウト、宅配、移動販売の取組実施

助成対象経費報告 (実績報告)

完了検査

助成金額の確定

助成金の請求

助成金の支払い

事務局HPへの
QRコード



公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課 業態転換事務局

URL:<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>

TEL:03-6260-7027 (受付時間:平日9:00から16:30まで)

Mail:senryaku_josei@tokyo-kosha.or.jp

〒101-0029 東京都千代田区神田相生町1 番地秋葉原センタープレイスビル15階

※上記情報は、令和4年10月時点の内容です。